

活かせ提言!

各常任委員会所管事務調査

人口減少対策について 〈総務常任委員会〉

合併当初4万2千人ほどであった人口は12年間で約7千人減少しており、地域コミュニティにおける様々な課題が増加しています。

本市は、解決策の1つとして、コミュニティ・プラットフォームの構築に、現在12地区が取り組んでいます。集落支援員を配置し、地域の課題を地域で解決する組織や地

域の未来計画書等の作成の支援を行っているところ。現在、第2次南九州市総合計画では、「地区公民館と自治会の連携」と「地域自治組織の機能強化」の2つの施策が示されています。

施策1では、「地区公民館と自治会の連携」、「行政、地区公民館及び自治会の協働の推進」、「地域

コミュニティ活動を先導する人材の発掘、育成」の3つの柱があります。

施策2では、コミュニティ活動奨励金やまちづくり事業など財政面で自治会の活動をサポートする「地域自治組織の活性化」と自治会の統廃合に

対し支援する「自治会の存続」の2つの柱となっています。

また、地区公民館は、令和3年4月から市長部局へ移管され、営利目的なものに関する活動が拡大し、社会教育法に基づく規制枠が緩和されました。



宮脇地区の11月灯



霜出地区の霜上げんき館マルシェ



神殿地区の新米マルシェ

提言

○地域の魅力づくりを推進し、転出者を防ぐとともに、転入者が住みやすい環境を構築し、定住することとなるよう施策の展開を図ること。

○人口減少を防ぐことは難しいと考えるが、市民の生きがいづくりを重点にリーダーを育成し、地域の元気の醸成は、地域だけでやれることではないことから、集落支援員等の人的支援、財政支援に努めること。

○地域の魅力づくりには、本市の基幹産業である農業等がかかせないことから、現在、さつまいも基腐病等で来年度の作付け等も危ぶまれ、後継者の存続も危惧されている。農業分野をはじめ、すべての分野において、次の担い手となる後継者等への支援策の拡充など、国・県へ働きかけることを強く要望する。

文化財の保存と活用について 〈文教厚生常任委員会〉

本市は、令和2年度から文化財保存活用地域計画の策定に取り組んでおり、今後、文化財を保存、活用していく中において、計画は重要であるとの観点から内容及び進捗状況等について調査しました。

本市は、令和2年度から文化財保存活用地域計画の策定に取り組んでおり、今後、文化財を保存、活用していく中において、計画は重要であるとの観点から内容及び進捗状況等について調査しました。

現在、施策として文化財の保存・伝承活動への支援強化、重要史跡などの整備、重要伝統的建造物群保存地区の保存・整備の推進、資料館などの展示内容・学習機会の充実、文化財保護の普及・啓発活動の推進の5つを掲げ事業を展開しています。また、平成30年に文化財保護法が改正され、市町村が文化財保存活用地域計画を策定することが

できることとなり、令和2年度から計画の策定に着手し、4年度完成、5

度には文化庁の認定を目指しています。自治体が目指す将来的なビジョンや具体的な事業の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めるものであります。継続性、一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されるときに、作成した計画を広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず地域住民の理解・協力を得て、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存と活用を図ろうとするものです。

本市では、国選定の伝建地区の知覧武家屋敷群もあり、学識経験者、行政、地域団体の代表者、文化財所有者、伝承団体の代表者からなる17名の委員で構成された南九州市文化財保存活用地域計画

協議会を設立しています。また、計画を策定する上で他の課との共同作業、意思疎通が必要であるため、文化財に関連のある商工観光課、都市計画課、防災安全課、まちづくり推進課、知覧特攻平和会館等に依頼し、14名の職員で構成された南九州市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会を設

立しています。活用については、文化財課だけで取り組めるものではなく、観光振興、教育振興、地域振興など各部署においても取り組んでいることから、今後しっかりと庁内での合意のもと連携を図っていききたいと

ことでありました。



ちらん灯彩路で披露された下郡文化財青壮年団による『神舞』

提言

○少子高齢化が進む中、貴重な建物等の保存及び伝承活動が難しくなっており、文化財を活かすための重要な文化財保存活用地域計画となることから、令和5年度の文化庁の認定に向け、庁内連携を図り取組の強化に努めること。

○文化財は地域と密接に関わっており、地域で文化財を残し、活用していけるようコミュニティ・プラットフォーム事業と連動した取組の推進に努めること。

○南九州市として、文化財の保存・活用の推進が図られるよう、旧3町の歴史、文化をしっかりと捉え、文化財の保存・活用が持続可能なものとなるよう努めること。

都市公園の管理と利活用について

〈産業建設常任委員会〉

本市の都市公園は7箇所あり、公園長寿命化計画に基づき、計画的に施設の更新及び改修を進めています。各公園とも整備後20年から30年以上が経過し、経年劣化による公園施設等の維持管理に多額の経費を要するため、事業が計画に即して進められるか懸念される場所があります。

施設の管理

各公園とも施設の老朽化が進み、修繕及び補修の事業費が増えている。

今後の整備計画は

公園長寿命化計画に基づき施設の更新及び改修を計画的に実施する予定である。

現状の維持管理方法は

芝生・樹木の管理

主に造園業者により管理しており、公園内の清掃等については、シルバー人材センター等で実施。



岩屋公園の更衣室(シャワー室の改修)

現地調査状況

5月11日、現地調査を実施しました。都市公園に加え、普通公園である番所公園も現地調査をしました。旧番所会館跡地の有効活用を図るため、公園の新しい管理運営を目指し、顕娃おこそ会主催で「パークマネジメント会議」を発足し、管理する公園から運営する公園への転換で、地域が主体的に参画した活用策を見出せるよう、基本計画作成に向けた協議を進めております。番所公園のこれまでの取り組みや今後の有効活用策を、都市公園や市内の他公園のモデルケースとして位置付けていきたいとの説明がありました。

施設の照明、環境整備の充実、樹木管理、遊具の設置場所の検討など、利活用しやすい公園の在り方等について意見が出され、11月9日、アグリランドえいと岩屋公園の現地

調査を実施しました。建物の清掃管理、バリアフリーの整備、建物の老朽化対策、アグリランドえいで活動している団体に対する支援等について意見が出されました。



番所公園での現地調査

令和元年度における都市公園の修繕費等の状況

・岩屋公園

施設の老朽化による修繕のため、修繕費が増額。

・両添公園

・塘之池公園

修繕費が施設補修等により、若干の増額であるが、前年度と同程度の維持管理費で推移。

・顕娃運動公園

年間管理業務委託のほか松の木保存対策業務等の施工により増額。

・知覧平和公園

・諏訪運動公園

修繕費が国体に向けた

・西塩屋公園

修繕費が前年度より若干の減額であるが、同程度の維持管理費で推移。

提言

○各公園の施設については、老朽化が進んでおり、建物の補修、さらには衛生面からも清掃の徹底及び安全に利用できるようにバリアフリー化を進めること。

○人口減少、財政の硬直化、行政組織の見直しや職員の定数削減により、公園の維持管理が困難になっていくことが想定されることから、公民連携型の公園運営の推進について取り組むこと。

○今後、公募により選定される管理者等は、公園で活動する団体等と利用方法について十分協議を行うこと。